

議第 1 1 1 号 専決処分の承認について

1 事件の概要

グリーンピアせとうちの指定管理者であった株式会社ゆうとぴあせとうちが平成 29 年 3 月 1 日午前 11 時をもって中国電力株式会社から電気需給契約を解約されたことを受けて、呉市は、同時刻に、設備や機器への重大な支障、利用者の混乱等を防止するため、同社と電気需給契約を締結しました。相手方は、電気需給契約の解約以降も、指定管理者の指定を取り消された平成 29 年 6 月 8 日午前 10 時までグリーンピアせとうちに係る電気を使用したため、呉市が電気使用に係る料金として支払った金額に相当する額の支払を求めましたが、納期限までに支払いませんでした。

そのため、平成 29 年 8 月 8 日付けの最終催告書により指定管理者負担金未払額及び滞納水道料金と合わせて支払を求めましたが、これにも応じなかったため、もはや自発的に納付する意思がないと判断し、裁判所に訴えを提起したものです。

2 支払を求める債権の内訳

区分	金額
平成 29 年 3 月分	1, 807, 483 円
平成 29 年 4 月分	2, 014, 071 円
平成 29 年 5 月分	2, 058, 111 円
平成 29 年 6 月分 (6 月 1 日～6 月 8 日)	456, 994 円
合計	6, 336, 659 円